

# 株主総会決議を経ない役員報酬の 支払いの適法・有効性 (麻布繊維工業株式会社事件)

東京地裁平成25年8月5日判決金融商事判例1437号54頁  
(平成24年(ワ)第7905号損害賠償請求事件、請求棄却【控訴】)

久保寛展\*

## 一. 事実の概要

平成27年2月7日に設立されたX社(原告)は、既製服製造、不動産の賃貸業、内装工事業等を目的とする会社であり、被告Yは平成19年1月6日から平成20年12月31日までX社の代表取締役を務めていた者である。X社の創業者はAであり、X社はAとその配偶者Bらを株主とする、いわゆる「家族会社」である。AとBとの間には長男C、長女Dおよび次女Eがおり、Cは、被告Yの配偶者である。平成19年9月事業年度から平成22年9月事業年度までの原告の確定申告書には、X社の株主につき、DおよびEが6,666株、Cの相続人である被告Yが3,334株ならびに被告Yの子らが併せて3,334株を有する株主であるとの記載があった。

平成6年11月21日のAの死亡後、相続人であるB、C、DおよびEの間で、

---

\*福岡大学法学部教授

BがAの遺産をすべて相続する遺産分割協議が成立したが、同月20日時点でBはX社の代表取締役役に就任していた。就任後、Bは、既製服の製造を完全に廃止し、もっぱら貸しビル業を営んでいた。平成15年10月4日にBが死亡すると、CがBに代わってX社の代表取締役を務め、また平成18年12月25日にCが死亡した後は、被告Yが原告の経営を行い、平成19年1月6日に代表取締役役に就任した。X社の商業登記簿上、Dが平成23年6月4日にX社の代表取締役役に就任し、同月12日に重任されており、Dが同年6月以降、X社の経営を行っている。X社は、毎年10月1日から翌年の9月30日までを事業年度としており、被告Yは、平成19年9月から平成23年9月までの間、役員報酬として総計2,409万円を受領していた。

X社の定款には、定時株主総会を営業年度末日の翌日から3か月以内に開催する旨の定めがあるが、X社が、Aが代表取締役であった時に株主総会が開催され、同株主総会においてX社における役員報酬の枠や具体的な報酬額を取締役に一任する旨の決議をした事実もなかったため、X社においてはAによる創業以来、株主総会を開催していなかった疑いがあり、少なくともAが代表取締役であった平成2年頃には、すでに定時株主総会すら開催することはなかった事実が認定されている。X社の経営判断は取締役会を開催して決定するのではなく、顧問税理士Fに対して相談するなどした上で判断され、役員報酬の支払についても、F税理士と相談の上、その収益からAの後継者であるCに対して毎年720万円ないし360万円の役員報酬が支払われた。他方、Eは、役員報酬支払について経理担当者として認識し、Dも株主総会が開催されることなく役員報酬が支払われていたことを認識していたが、異議を申し出たことはない。また、Bが代表取締役として就任した後も、X社では、F税理士と相談の上、株主総会を開催することなく、貸しビル業の収益の範囲内で1事業年度に150万円ないし420万円の役員報酬がBに支払われ、Dは当該事実を認識していたが、異議を申し出たことはなかった。

被告Yは、平成15年頃にはX社において経理業務を行い、Cが存命中にはX社から給与を受領していたほか、Cが死亡した後は、経理業務を継続するほか、テナントとの間の契約業務やビルの清掃業務等も行うようになり、F税理士と相談の上、AおよびBが存命中のX社の運用と同様に、株主総会を開催することなく、貸しビル業の収益の範囲内で役員報酬額を決めて、その支払を受けていた。またDも、平成20年頃にはX社において役員報酬支払の事実があったことを認識していたが、その当時には異議の申出には至っていない。Dが実質的にX社の経営を行うようになっていた平成23年9月30日には、同月事業年度の役員報酬として、DおよびEに対しても各32万円の役員報酬を支払い、さらに被告Yに対して360万円の役員報酬を支払っており、加えて、同支払の記載がされた決算報告書をもって自ら開催した同年11月10日の定時株主総会において報告・承認を得ていた。

このような事実関係において、X社が、過去に代表取締役であった被告Yに対し、被告Yが任期中に株主総会の決議を得ることなく合計2,409万円もの役員報酬を受けていたとして、会社法423条1項に基づき（以下、会社法を引用する場合は「会社」とする）、役員報酬相当額の損害の賠償等の支払を求めて訴えを提起したのが本件である。

## 二. 判決要旨（請求棄却）

「…各事情を総合すれば、平成23年9月事業年度のX社の被告Yに対する360万円の役員報酬の支払については株主総会決議に代わるD及びEを含む全株主の同意があったものといえるし、その他の事業年度におけるX社の被告Yに対する役員報酬の支払についても、D及びEは、その役員報酬が支払われた当時は、いずれも株主総会の不開催に異議も述べない経営に関心のない株主であり、実質的な株主とはいえないし、D及びEはいずれもX社において株主総会を開催することなく一定の役員報酬が支払われていたことを認

識し、これを許容していたといわざるを得ないのであるから、実質的には、X社の株主全員の同意があったものと同視することができるといえる」。

「…会社法361条1項が、取締役の報酬等の額については、定款に定めのないときは、株主総会の決議によって定めるとし、取締役の報酬の額の決定を株主総会の決議にかからしめている趣旨は、取締役の報酬の額について、取締役ないし取締役会によるいわゆるお手盛りの弊害を防止するために、これを定款又は株主総会の決議で定めることとし、株主の自主的な判断にゆだねているからであると解される（最高裁平成11年（受）第948号・同15年2月21日第二小法廷判決・判例タイムズ1172号96頁参照）。そうすると、株主総会決議を経ないで取締役の報酬が支払われた場合であっても、株主総会決議を経た場合と同視できる事実が存在する場合、すなわち、株主総会決議に代わる全株主の同意があった場合には、上記趣旨を全うすることができるのであるから、当該決議の内容等に照らして上記規定の趣旨目的を没却するような特段の事情が認められない限り、当該役員報酬の支払は適法有効なものになるというべきである」。

### 三. 本判決の検討

#### 1. 取締役の報酬等請求権の性質

会社と取締役との関係は、民法の委任に関する規定に従う以上（会社330条）、その関係は委任ないし準委任であり、取締役は特約がなければ報酬等請求権を有しないのが原則である（民法648条1項）。したがって、定款の規定または株主総会決議がなければ（会社361条1項）、報酬等請求権が発生する余地はないし、取締役が定款規定または総会決議なしに受け取った報酬等相当額に対し、取締役は会社に損害賠償責任（会社423条1項）を負うことになる。本件が引用する最判平成15年2月21日（以下、平成15年最判とする）でも、この旨が摘示されており、定款規定・総会決議において報酬等の支給

あるいは支給額が定められない限り、当該請求権の発生はないものと解される<sup>1</sup>。しかし他方、實際上取締役が無報酬であるとは考えられず<sup>2</sup>、有償が原則であり、無償とすべき特別の事情がない限り、会社との任用契約中に報酬等付与の明示または黙示の特約が含まれると解する見解もある<sup>3</sup>。この見解によれば、定款規定・総会決議がなくても報酬等請求権は発生しており、取締役が具体的に報酬等を請求するには、定款規定・総会決議が必要とされるとする。もっとも、有償の合意があったとしても、定款規定・総会決議によって報酬等の金額が定められなければ、具体的な報酬等請求権は発生しないので、無償と解するのである、有償と解するのである、問題となる実際の局面ではその結果につきほとんど異ならない<sup>4</sup>。報酬等の具体的な金額は、取締役あるいは取締役会によるいわゆるお手盛り防止を目的に、株主の自主的な判断にゆだねられる領域である<sup>5</sup>。

## 2. 株主総会の決議に代わる全株主の同意

本件では「株主総会決議を経ないで取締役の報酬が支払われた場合であっても、株主総会決議を経た場合と同視できる事実が存在する場合、すなわち、株主総会決議に代わる全株主の同意があった場合には、…特段の事情が認め

<sup>1</sup> 龍田節「役員報酬」『続判例展望(別冊ジュリスト39号)』(有斐閣・1973) 172頁。

<sup>2</sup> 現実に取締役報酬が無償とされる例としては、親会社の取締役や従業員が子会社の取締役を兼ねる場合の当該子会社取締役としての報酬などが考えられる(伊藤靖史=大杉謙一ほか『会社法[第2版]』(有斐閣・2011) 213頁)。

<sup>3</sup> とりわけ大隅健一郎=今井宏『会社法論中巻[第3版]』(有斐閣・1992) 165頁、大阪高判昭和43年3月14日金融商事判例102号12頁。

<sup>4</sup> 上柳克郎=鴻常夫=竹内昭夫[編]『新版注釈会社法(6) 株式会社の機関(2)』[浜田道代](有斐閣・1987) 388頁。

<sup>5</sup> なお、伊藤靖史『経営者の報酬の法的規律』(有斐閣・2013) 289頁では、「取締役の報酬の決定は、経営者と会社の利益衝突としての性質をも有するが、そのことから、取締役の報酬の決定権限を株主総会に与えるべきであるということが、必然的に導き出されるわけではない」と指摘する。

られない限り、当該役員報酬の支払は適法有効なものになるというべきである」と判示し、判例の基本的立場である前掲平成15年最判を引用する。しかしこの場合、「総会決議を経た場合と同視できる事実が存在する場合（株主総会決議に代わる全株主の同意があった場合）」については、むしろ平成15年最判の傍論部分として述べられた「取締役の報酬については、報酬額を定めた定款の規定又は株主総会の決議がなく、株主総会の決議に代わる全株主の同意もなかったのであるから、その額が社会通念上相当な額であるか否かにかかわらず、…報酬請求権を有するものということとはできない」との解釈を採用したものと解されよう<sup>6</sup>。そのため、たとえ定款規定・総会決議がなくても、総会決議に代わる全株主の同意があれば、取締役の報酬等請求権が認められるが、このような解釈は、これまで平成15年最判以前でも下級審において認められてきたものである<sup>7</sup>。

とりわけ、小規模な閉鎖的同族会社Xによって退職金ないし遺族への生活の資にする趣旨でYに支払われた生命保険金につき不当利得返還請求がなされた(1)大阪高判平成元年12月21日<sup>8</sup>では、「取締役報酬のお手盛りにより会社・株主に損失を与えることの防止を目的としている商法269条（会社361条；筆者）の立法趣旨からすれば、本件支払金についても同条が適用され、定款の定め、又は株主総会の決議のあることが必要であると解するのが相当であ（り）…、従来取締役会も株主総会も開られたことはなく、本件支払金をYに支払うことについては実質上の株主である〔2名の；筆者〕株主が承諾していたのであって、このような場合、前記商法269条の趣旨からすれば、実質的な株主全員の承諾を得たことにより、その目的とする弊害は防止

<sup>6</sup> 福島洋尚「本件判批」金融商事判例1445号4頁。

<sup>7</sup> したがって、裁判実務では、すでにこのような解釈が確立しているといえる（東京地方裁判所商事研究会〔編〕『類型別会社訴訟I〔第3版〕』（判例タイムズ社・2011）100頁、垣内正〔編〕『会社訴訟の基礎』（商事法務・2013）46頁）。

<sup>8</sup> 判例時報1352号143頁。

し得るのであるから、本件支払金については株主総会の決議があったものとして扱うのが相当である」と判示された。同判決では実質的に株主全員が同意していたことが認定されている。

また、実質的な株主が1名だけの一人会社において株主総会の決議なしに取締役報酬が支払われた(2)東京地判平成3年12月26日<sup>9</sup>では、「取締役の報酬を株主総会の決議によらせた趣旨はいうまでもなく株主の保護にあるところ、実質的な株主が一人しかいない、いわゆる一人会社のような場合、正規の株主総会の手続が取られなかったとしても、唯一の株主の意思によって取締役の報酬額が決定されたときには、株主保護の実質は図られているということが出来るから、正規の株主総会の決議がなかった場合であっても、これがあつたと同視すべきであり、これによって取締役報酬を取得した者もこれを不当に利得したことにはならないものというべきである」と判示された。複数の株主から構成される会社とは異なり、このような一人会社の場合には、通常の会社とは異なる扱いを認める余地が存するため、一人株主の意思決定に基づき総会事項が決定される以上は、株主の利益を害するおそれがないといえるので、当該意思が株主総会決議に代置できる点に特徴がある。法律上、一人会社も認められる以上は、正規の総会招集手続を経なくても、決議があつた場合と同様の法的効果を認めるべきであることは当然であり<sup>10</sup>、この場合に総会決議を経た場合と同視できる事実が存在したと判断されることに異存はないように思われる。

しかしながら、(2)のような一人会社の事案でなくても、株主総会の決議事項につき、4名の株主中、会社を運営する株主が唯一人である株主によって

<sup>9</sup> 判例時報1435号134頁。

<sup>10</sup> 藤原俊雄「本件判批」新・判例解説 Watch15号129頁(2014)。一人会社の特殊性として考慮される(浜田道代=久保利英明=稲葉威雄[編]『会社訴訟—訴訟・非訟・仮処分』[福島洋尚](民事法研究会・2013)271頁)。なお、森本滋「判批」判例タイムズ272号76頁(1972)でも、「一人会社の存在を認める以上、…会社組織は必要に応じて簡略化しうる」とする。

実質的に株主権が行使され、かつ株主総会に代わって意思決定等がなされてきた会社において、当該1名の株主によって退職慰労金の額が決定された(3)東京高判平成7年5月25日<sup>11</sup>では、「…株主総会の決議事項について株主総会に代わり意思決定する等実質的に株主権を行使して会社を運営する株主が唯一人である場合に、その一人の株主によって退職金の額の決定がされたときは、実質上株主保護が図られ取締役のいわゆるお手盛りは防止されることになるわけであり、したがって、株主総会の決議がなくてもこれがあつたと同視することができるというべきである…」と判示され、一人会社と異なる複数の株主が存在する会社において総会決議を経た場合と同視できる範囲が拡大された。

もっとも、正義・衡平の理念や信義則違反を構成することで、実質的に取締役退職慰労金の支給約束の無効主張や総会決議の欠缺を理由とする支給の拒絶を許さないとした裁判例も存在する。すなわち、所有と経営の分離現象が存在しない、その実態が個人営業と変わらない被告Y会社において、代表取締役が原告である退任取締役Xに対し従業員退職金および取締役退職慰労金の支払を約束していたが、その支払をしなかった(4)大阪地判昭和46年3月29日<sup>12</sup>では、「本件約束はXがY社の取締役としての地位を兼ねた立場で締結したものであるところ、取締役会の承認をうけていないから無効であるとか、取締役退職慰労金を含むものであるところ、株主総会の決議を経ていないから無効であると、Y社は主張するが、Y社の実態からみて、前記商法の規定〔商265条、269条（会社356条、361条）；筆者〕の趣旨および正義、衡平の観念に照らし、Y社の右主張は許されないものと解するのが相当である」と判示したのに対し、さらに、株主総会も取締役会も開催されることがない同族会社であり、ワンマン会社でもあつた会社の代表取締役が、退任取締役に

---

<sup>11</sup> 判例タイムズ892号236頁。

<sup>12</sup> 判例時報645号102頁。

対して退職慰労金支給につきその決定と通知をしたにもかかわらず、株主総会決議の欠缺を理由にその支払を拒絶した(5)京都地判平成4年2月27日<sup>13</sup>では、「退職慰労金支給承認の株主総会決議を行わなかったとの手続違背のみを理由に、その支払を拒絶することは衡平の理念からして許されないものといわなければならない」と判示された。また、Y社の取締役Xが、Y社の取締役を退任した際にY社と覚書を取り交わし、Xの退職金を1,520万円と定められたが、Y社において取締役会決議も株主総会決議もないこと等を理由にY社がその支払を拒んだ(6)東京高判平成15年2月24日<sup>14</sup>では、従前から株主総会決議を開催せず、Y社の全取締役が事実上発行済株式総数の約3分の2以上を保有する(株主総会決議を代行する)取締役会決議において退職金支給決定がなされたことを前提に、「信義則上、株主総会の決議が欠缺していることを理由として、Xへの本件退職金の支払を拒むことができないというべきである」とされた。これらの裁判例は、株主総会の不開催が常態であっただけでなく、約束、決定・通知、覚書により、いずれも明示的に退職慰労金の支給が確定されていた点に特徴がみられ、そのような場合には正義・衡平の理念や信義則違反を用いることも可能であり、そもそも旧商法269条(会社361条)の適用外と評価できる余地が認められるものである<sup>15</sup>。

### 3. 本件の評価

本件では、株主総会決議を経た場合と同視できる事実が存在する場合、すなわち、株主総会決議に代わる全株主の同意があった場合には、株主総会決議を経なくても、当該役員報酬の支払は適法有効なものになるとされた。ここでは総会決議を経た場合と同視できる事実として、とりわけ①平成23年9

---

<sup>13</sup> 判例時報1429号133頁。

<sup>14</sup> 金融商事判例1167号33頁。

<sup>15</sup> 藤原・前掲注(10)129頁参照。

月事業年度の役員報酬の支払につき、決算報告書をもって自ら開催した同年11月10日の定時株主総会において報告・承認を得ていた事実、ならびに②その他の事業年度における役員報酬の支払につき、DおよびEは、役員報酬が支払われた当時、いずれも株主総会の不開催に異議も述べない経営に関心のない株主であり、実質的な株主とはいえず、いずれもX社において株主総会を開催することなく一定の役員報酬が支払われていたことを認識かつ許容していたという2つの事実をあげ、両事実をもって実質的に株主総会決議に代わる全株主の同意があったものと判断された。この判断によれば、両事実に係るD・Eの支給額の認識の有無に関して、①の事実では、当該認識が認められるのに対し、②の事実では、当該認識を欠くけれども、少なくとも役員報酬が株主総会決議なしに支払われているとの認識はあったものと認められよう<sup>16</sup>。結果としてこのような認定事実から実質的に全株主の同意を認めた形になる。しかしながら、留意されるべきは、本件のようにこれまで単なる決算報告書の報告・承認<sup>17</sup>や、経営に無関心でありかつ株主総会決議なしに支払われていることの黙認だけで、全株主の同意が認められてきたわけではないことである<sup>18</sup>。本件は、前述の裁判例のような一人会社の特殊性が認められる場合<sup>19</sup>や、そうでなくても、退職慰労金の支払が約束、決定・通知、覚書によって確定されていた支払に対する明示の意思表示が存在する場合と

---

<sup>16</sup> 福島・前掲注(6)5頁。

<sup>17</sup> 違法に支給された監査役報酬の事例に係る那覇地判平成13年2月27日（金融商事判例1126号31頁）が「違法な報酬の支給がされた後に、株主総会においてその支出を示した決算書類が承認されたからといって、これにより前記違法性が治癒されることはない」と判示したように、報酬額が記載された計算書類等の報告・承認がなされたことで十分なのかという問題はある（弥永真生「本件判批」ジュリスト1463号3頁（2014））。

<sup>18</sup> 福島・前掲注(6)5頁。

<sup>19</sup> なお、前掲(3)の東京高判平成7年5月25日も、複数いる株主のうち、会社を運営する株主が唯一人である株主によって実質的に株主権が行使され、かつ株主総会に代わって意思決定等がなされてきたことにかんがみれば、実質的には(2)の一人会社の事例である東京地判平成3年12月26日に分類できるものと思われる。

は本質的に異なるであろう。

それでは、どのような場合に株主総会の決議と同視できる株主全員の同意が実質的に存在したと評価できるのであろうか。学説では、株主総会の決議と同視するには必ずしも株主全員の同意を要せず<sup>20</sup>、一例として支配株主兼代表取締役による報酬等の支給約束であれば株主総会決議に代え得ることも可能である<sup>21</sup>との指摘がある。しかし、本件の場合には①の決算報告書による報告・承認と、②の経営の無関心による黙認の事実によって同意と認めており、その意味では明示的な支払の意思表示がある従前の先例とは大きく異なる<sup>22</sup>。そのため、一定の事実を株主総会の意思決定と同視するには、やはり株主間の合意のように会社内部の意思決定があってはじめて事実上全株主の同意と認めるべき<sup>23</sup>であり、小規模の同族会社の場合には株主総会が開催されない現状があるとはいっても、その趣旨は本件の場合も例外ではないと考えられる。そうであれば、普通決議で足る通常の役員報酬の手続規制を超えて全株主の同意を認めるには、①②の事実だけでは会社内部の意思決定には不十分であって、むしろ税理士との相談の上での役員報酬の支払という従前の慣行がいわば株主間での黙示の合意であったと捉えることもでき<sup>24</sup>、この合意が会社内部の意思決定として事実上、「実質的に」全株主の同意に代替できると評価することができるように思われる。株主総会の不開催が異議なく継続する状況では、そもそも株主の反対意思を認定するには困難が伴う以上<sup>25</sup>、必ずしもこのような擬制の方法に意義がないとはいえない<sup>26</sup>。

<sup>20</sup> 落合誠一「判批」ジュリスト616号143頁（1976）。

<sup>21</sup> 大塚龍児「判批」私法判例リマークス28号104頁（2004）。

<sup>22</sup> 福島・前掲注(6)5頁。

<sup>23</sup> 早川勝「判批」私法判例リマークス7号111頁（1993）。

<sup>24</sup> この点につき、藤原・前掲注(00)130頁。なお、福島・前掲注(6)7頁では、これまでの支給についての慣行をDおよびEが承知していたという点が、より重視されるべきであったとする。

<sup>25</sup> 落合誠一〔編〕『会社法コンメンタール8機関〔2〕』〔田中亘〕（商事法務・2009）194頁。

もつとも、本件では直接の論点ではないが、会社法361条の規制がお手盛り防止にあることからすれば、報酬等の支給額が相当であることも考慮する必要があり、このことは、本件では従前の慣行から貸しビル業の収益の範囲内で役員報酬額を決定していたことをもって相当性が担保されていたものと推測できる。本件判旨で掲げられる特段の事情とは、このような支給額の相当性を欠く場合を指すものと想定できよう<sup>27</sup>。ただし、本件では争われていないとはいえ、平成23年9月の事業年度の役員報酬としてD・Eにも各32万円が支払われているが、なぜ特定の被告Yへの役員報酬の支払いだけが問題とされるのか、役員報酬支払いの前提である取締役選任についてどのような手続がとられていたのか、不明な点も残る。本件は事例判断であるとはいえ、いずれにしても、定款の規定も株主総会の決議もなく、役員報酬の支払がなされた場合であっても、株主総会に代わる全株主の同意があったものと同視される場合には、当該支払は適法有効になると判断されたこれまでの判例・裁判例に一事例を加えるものであり、その意義は必ずしも小さくない。本件の結論としては賛成したいが、その理由づけに疑問がないわけではない。

※本稿は、科学研究費補助金（若手研究B 25780081）による成果の一部である。なお、本稿脱稿中に、伊藤雄司「本件判批」ジュリスト1476号92頁（2015）に接した。

---

<sup>26</sup> もつとも、学説では、総会決議の擬制に対し、株主全員の同意による株主総会決議の擬制を定める会社法（319条）の下で、書面または電磁的記録による意思表示なしに安易に株主総会決議があったものと擬制することに疑問を呈し、全株主の同意をもって株主総会決議と同視するのではなく、株主全員の同意があれば、お手盛りの危険の防止のために規定されている会社法361条の手続規制（定款の定めまたは株主総会の決議）を適用しなくてよいと解釈すべきであるとの指摘がある（北村雅史「判批」法学教室380号124-125頁（2012））。しかし、会社法319条1項により、従来にも増して株主全員の合意をもって総会決議ありと擬制しやすくなったと評価することもできよう（藤原・前掲注⑩130頁）。

<sup>27</sup> 福島・前掲注⑥6頁。また、伊藤靖史「取締役報酬規制の問題点—東京地裁平成19年6月14日判決を素材として」商事法務1829号10頁も参照。